

## あきる野市産業文化複合施設指定管理者審査要領

本要領は、あきる野市教育委員会が、あきる野市産業文化複合施設（以下「本施設」という。）の指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）を総合的な観点により審査するための方法及び基準等を示すものである。

### 1 審査対象団体

本施設は、市民の生涯にわたる学習活動の振興を図るとともに、市民相互の交流を深め豊かな地域社会の形成と住民福祉に寄与することを設置目的として、本施設及び附属設備の利用に関すること、生涯学習事業の実施に関すること、市内のコミュニティ活動の推進及び地域産業の振興等の事業を行っている。

また、本施設のある建築物については、あきる野市、株式会社秋川総合開発公社（以下「公社」という。）及びあきる野商工会の三者が区分所有する複合施設であり、この三者で「あきる野ルピア管理組合」を組織し、公社がこの管理組合の管理者になっている。

一方、秋川駅周辺については、あきる野市都市計画マスタープランにおいて、「交流拠点として、大規模物販店や飲食店などの商業施設の導入による集客力を強化し、公共施設と連携した市民の交流、憩い、学習の場の育成を図る。」こととされ、本施設や秋川キララホールなどの公共施設と連携したまちづくり方針が位置付けられている。

公社については、市内の各種公共施設の管理の受託業務や音楽、芸能などの各種催しものの企画、実施運営に関する業務などを目的の一部に、あきる野市、あきる野商工会、あきる野市観光協会秋川支部及び民間金融機関により設立された第3セクターであり、秋川駅北口で行われている様々なイベントの実施に当たっては、公社が中心となり、市やあきる野商工会（秋川駅北口会等）、関係機関、団体等との連携・協力関係の構築等の役割を果たしながら協働し、秋川駅周辺の活性化を着実に進め、市民の交流、学習の場として定着してきている。

このようなことから、公社については、秋川駅北口会や関係団体等の地域住民との連携により、積極的に様々なイベントを開催するなど、地域の発展に繋がる事業展開が期待できるものであり、秋川駅周辺における地域振興に寄与する団体であると客観的に特定されるため、あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第1項第1号の規定により、本施設における候補者の審査の対象団体を公社とする。

### 2 施設の概要

- |          |                                                                                            |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 名称   | あきる野ルピア                                                                                    |
| (2) 所在地  | あきる野市秋川一丁目8番地                                                                              |
| (3) 規模   | 敷地面積 2,425.740㎡<br>延べ床面積 6,751.849㎡                                                        |
| (4) 構造   | 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）                                                                           |
| (5) 施設内容 | 3階 ルピアホール、ルピア産業情報研修室、ルピア集会室、ルピア会議室、事務室ほか 1,153.4㎡<br>4階 CIセンター、展示室、事務室、準備室、学習室1～5ほか 998.7㎡ |

### 3 指定管理者が行う業務

- (1) あきる野ルピア施設及びこれに附属する設備の利用に関すること。
- (2) 生涯学習事業の実施に関すること。
- (3) 芸術文化活動等の奨励に関すること。
- (4) 市民生活に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (5) 国際交流の機会及び場の提供に関すること。
- (6) 市内のコミュニティ活動の推進に関すること。
- (7) 地域産業の振興に関すること。
- (8) 上記のほか、あきる野市教育委員会が必要と認める事業に関すること
- (9) 施設等の維持管理に関すること。

### 4 指定期間

平成21年4月1日から平成23年3月31日まで（2年間）

### 5 提出書類

公社は、あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第3条に規定する指定管理者指定申請書に次の書類を添えて、平成21年1月5日までに申請するものとする。なお、提出する部数は、正本1部、副本12部とする。

#### (1) 事業計画書

- 1) 団体の経営方針について
- 2) 施設の運営方針について
- 3) 施設の管理運営について  
事業計画（平成21年度～平成22年度）
- 4) 自主事業などの提案について
- 5) 人員体制について  
職員の配置計画
- 6) 収支見込みについて  
収支予算書（平成21年度～平成22年度）
- 7) 苦情処理体制について
- 8) 第三者評価への取組について
- 9) 個人情報の保護対策及び情報公開について
- 10) 危機・安全管理体制について
- 11) 環境への配慮について
- 12) 地域や他施設等との連携について

#### (2) 団体の現在の事業内容について

平成20年度事業計画書及び収支予算書

#### (3) 附属資料

- ① 定款
- ② 登記事項証明書
- ③ 法人等の役員名簿
- ④ 団体の規程等

## 6 候補者の審査方法

### (1) 候補者の審査方法

公社から申請された提出書類を受け、あきる野市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提出書類とプレゼンテーション（業務内容提案）を基に総合的に審査を実施する。

### (2) プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査は、公社からの説明を15分間、選定委員会の委員からの質疑応答を15分程度実施の上、次に示す評価基準により審査を行う。

## 7 評価基準

プレゼンテーション審査の評価基準は、次のとおりとする。

評価は、「良い」、「普通」、「悪い」の3段階評価とし、各評価項目について評価する。

評価項目		評価		
		良い	普通	悪い
1	団体の経営方針について			
2	施設の運営方針について			
3	施設の管理運営について			
4	自主事業などの提案について			
5	人員体制について			
6	収支見込について			
7	苦情処理体制について			
8	第三者評価への取組について			
9	個人情報の保護対策及び情報公開について			
10	危機・安全管理体制について			
11	環境への配慮について			
12	地域や他施設等との連携について			
13	現在の事業内容について			
14	総合評価			
評価合計				

## 8 候補者の決定

評価基準に基づき提出書類とプレゼンテーションの内容を評価し、選定委員会の各委員の評価合計を集計する。この集計結果を基に、選定委員会において審議し、本施設の設置目的を効果的に達成することができると認められる場合には、公社を候補者とする。ただし、指定管理者としての能力を有しないと判断される場合には、別途、候補者の選定を行う。

## 9 審査結果

選定委員会の審査結果については、公社に文書で通知するとともに、団体名、評価結果、総合的な評価点、候補者として選定した理由及び事業内容の提案概要について、市ホームページで公表する。